

盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者募集要項

盛岡市立みたけ老人福祉センターの指定管理者を募集します。

この施設の指定管理者を希望する場合、次により申請をしてください。市で申請の内容を審査した上で、指定管理者候補者を選定し、市議会定例会の議決を経て指定されることとなります。

なお、この募集要項は申請にあたって必要な事項を記載したものであり、施設における管理運営業務の細目は、別添の仕様書において定めることとします。

1 対象施設の概要

(1) 名称

盛岡市立みたけ老人福祉センター（以下「センター」という。）

(2) 所在地

盛岡市みたけ三丁目13番23号

(3) 施設・設備の概要

別添「盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書」のとおり。

2 指定管理者が行う業務

(1) 盛岡市老人福祉センター条例（昭和 53 年条例第 17 号）第 15 条に規定される業務

ア センターの開館時間を変更すること。

イ センターを臨時に開館し、又は休館すること。

ウ センターの使用の許可を行うこと。

エ センターの使用の許可をしないこと。

オ センターの使用の許可に条件を付すること。

カ センターの使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。

キ 施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) 盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書記載の業務

(3) 災害発生時の対応

本施設は、「盛岡市地域防災計画」における「指定避難所」に指定されており、地震、風水害等の災害発生時には「避難所」として使用されることがあります。また、災害発生時の状況によっては、随時、協力を求められる可能性があります。指定管理者は、別途示す「災害時等における施設利用の協力に関する特記仕様書」及び本市の「指定管理者災害対応の手引き」に従い、あらかじめ必要な体制整備等を行い、協力するよう努めなければなりません。

3 指定期間

- (1) 新規の団体が指定を受ける場合は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (2) 現在の指定管理者が継続して指定を受ける場合は令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

なお、現在の指定管理者が継続して指定を受けた場合において、指定期間中の業務の履行状況確認及び単年度ごとの達成状況等を振り返る年度評価の結果を踏まえ実施する総括評価の結果、管理運営の実績が特に良好と認められる場合は、指定期間を最長5年間延長する場合があります。

4 指定管理料

募集にあたって、各年度の指定管理料の上限額は12,686千円（非課税）とします。提案額がこの金額を超える場合は審査の対象になりません。

- (1) 上限額に含まれる次のものについては、提案額に盛り込むこととしてください。

- ア 年間修繕料 25,000円
- イ 講師謝金 801,600円
- ウ 諸謝金（運営に係る委員等謝金） 40,000円

- (2) 上限額は、施設の管理運営にあたり直接必要な経費として積算した額に、本社等機能の維持や、需要・物価変動リスクへの対応、職員の処遇改善への活用等を想定し積算した「一般管理費」488,045円を加算することで算定しています。

この「一般管理費」のうち、360,752円については、特に施設職員の処遇改善に充てることを想定し積算しているもの（処遇改善加算額）ですので、可能な限り施設職員の処遇改善の推進のために活用するよう努めてください。なお、本加算措置の実効性を確認するため、別途、処遇改善の実施状況に係る調査の実施を予定しております。

- (3) 指定管理業務に係る管理費用は、四半期（4月、7月、10月、1月）に分割して支払います。

5 申請資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）
- (2) 盛岡市内に事務所又は事業所を有する団体等
- (3) 団体等又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
- イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの
- ウ 直近の2年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近2事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの

の又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの

オ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第 9 号）第 9 条第 1 項の「暴力団員等」の規定に該当するもの

カ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消しを受けたもの

キ 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを除く。）

6 グループでの申請

複数の団体等によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）で申請する場合には、次のことに留意してください。

(1) 代表団体等

グループで申請する場合、グループを代表する団体等を定めてください。また、グループを代表する団体等は、盛岡市内に事務所又は事業所を有する団体等としてください。

(2) 複数申請の禁止

ア 単独で申請した団体等は、グループでの申請の構成員になれません。

イ 申請した複数グループにおいて、同時に構成員になれません。

7 募集要項の配布

(1) 配布場所

盛岡市保健福祉部長寿社会課

〒020-8530 盛岡市内丸12-2（盛岡市役所本庁舎本館 5 階）

Tel 019-603-8003

(2) 郵送による配付

郵送を希望される場合で、1 施設の場合は 210円分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、盛岡市保健福祉部長寿社会課あて請求してください。複数の施設の場合は、上記に連絡の上、切手の金額を確認し、請求してください。

(3) 配布期間

令和 6 年 7 月 12 日（金）から 8 月 30 日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）

(4) 配布時間

午前 9 時～午後 5 時

8 申請書類

(1) 指定申請書（様式第1号）

※ グループでの申請の場合、グループ申請構成書（様式第1－2号）を併せて提出してください。

(2) 申請資格を有していることを証明する書類

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）又はその写し

イ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない旨を記載した申立書（様式第2－1号）

エ 納税証明書又はその写し

直近の2年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税の納税証明書、直近2事業年度分の法人税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）。

なお、各々の納税義務がない場合はその旨及びその理由を記載した申立書（様式第2－1号）

オ 申請する団体等の役員等名簿（様式2－2号）

※ 提出された役員等名簿に基づき、5申請資格（3）のオの該当の有無について、盛岡東警察署長へ照会します。

(3) 事業計画書（様式第3－1号）

(4) 施設職員配置計画書（様式第3－2号）

(5) 収支予算書（様式第4号）

(6) 自主事業計画書（様式第5号）

(7) 介護予防事業年間計画書（様式第6－1号）※別添「盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書」の「8(1)アe介護予防事業」に係る年間計画書

(8) 介護予防事業計画書（様式第6－2号）※別添「盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書」の「8(1)アe介護予防事業」に係る計画書

(9) 団体等の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支損益計算書又はこれらに相当する書類

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

(10) 団体等の活動内容等を記載した書類

ア 事業報告書

イ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(11) 設立趣旨、事業内容のパフレット等団体等の概要が分かるもの

(12) 実績調書（様式第7号）

※ 官公庁又は民間において、業務委託、類似施設の管理業務等の契約実績を有する場合、もしくは公共における活動実績がある場合に記載してください。

また、当該施設の概要が分かる資料又は公共における活動内容が分かる資料を添付してください。

(13) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めに記載した書類（グループでの申請の場合のみ）

※ グループで申請する場合、(2)及び(9)から(12)については、グループを構成するすべての団体等について、提出してください。

9 申請予定者説明会

申請方法、申請資格、指定管理者業務等についての説明会を開催します。（参加される団体等は事前にご連絡ください。）

(1) 日時

令和6年7月19日（金）14時～15時

(2) 場所

プラザおでって 特別会議室（盛岡市中ノ橋通一丁目1-10）

10 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和6年7月31日（水）から8月30日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送してください。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）

(3) 提出部数

正本1部、副本7部とします。副本は正本の複写でも可とします。提出する資料はA4版での印刷を基本としてください。

11 選考及び指定

(1) 選考

申請書類及び聴き取りによる審査により選考します。

聴き取りによる審査の実施日 令和6年9月26日（木）に実施します。

団体等の代表者又は代理の方及び関係者1名の出席をお願いします。時間、場所については後日連絡します。

なお、聴き取りによる審査は公開で行われますが、この審査に申請者として出席する方は、

他の申請者の審査を傍聴することはできません。

(2) 指定

指定管理者候補者に選定された団体等については、市議会において議決を経た後に指定管理者として指定することになります。

12 選定基準

指定管理料に係る提案額が本要項に定める上限額を超えないこととし、次の各号に掲げる基準によるものとします。

- (1) 設置目的に合致した管理運営が行われること。
- (2) 市民の平等な使用が確保されること。
- (3) 施設の効用が最大限に発揮されること。
- (4) サービスの向上が図られること。
- (5) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。
- (7) 個人情報適正に管理されること。

13 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者全員に通知するとともに公表します。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとします。

14 添付資料

- (1) 盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書
- (2) 参考資料
 - ア 施設の内容（資料１）
 - イ 盛岡市立みたけ老人福祉センター利用実績（資料２）
 - ウ 盛岡市老人福祉センター条例（昭和53年盛岡市条例第17号）及び盛岡市老人福祉センター条例施行規則（昭和45年規則第25号）（資料３）
 - エ 盛岡市立みたけ老人福祉センターに係る経費の項目（資料４）
- (3) 申請書類の様式
 - ア 指定申請書（様式第１号）
 - イ グループ申請構成書（様式第１－２号）
 - ウ 申立書（様式第２－１号）

- エ 申請する団体の役員等名簿（様式第 2－2 号）
- オ 事業計画書（様式第 3－1 号）
- カ 施設職員配置計画書（様式第 3－2 号）
- キ 収支予算書（様式第 4 号）
- ク 自主事業計画書（様式第 5 号）
- ケ 介護予防事業年間計画書（様式第 6－1 号）※別添「盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書」の 8 (5)に係る年間計画書
- コ 介護予防事業計画書（様式第 6－2 号）※別添「盛岡市立みたけ老人福祉センター指定管理者仕様書」の 8 (5)に係る計画書
- サ 実績調書（様式第 7 号）

15 申請書類の提出・問い合わせ先

盛岡市保健福祉部長寿社会課（盛岡市役所本庁舎本館 5 階）

〒020-8530 盛岡市内丸12番 2 号 担当：藤澤 圭祐

TEL 019-603-8003（直通）

E-mail：chouju@city.morioka.iwate.jp

16 申請に際しての留意事項

- (1) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (2) 申請に当たって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 申請に当たって提出された書類は、返却しません。
- (4) 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (5) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
 - ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 申請書類に、虚偽の内容が記載されているもの。
 - オ 指定管理者募集業務に従事する市職員や審査員等に対して、本件申請についての接触の事実が認められたとき。